

令和5年度 危険物取扱者保安講習の受講案内

令和5年4月
山口県
一般社団法人山口県危険物安全協会連合会

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習を次により実施します。

1 講習の日時・場所 P4～P5のとおり

2 受講対象者

危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

なお、受講義務のない方でも免状所持者で受講を希望する方は受講できます。

3 受講期限

(1) 継続して危険物の取扱作業に従事している方

前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に受講した方で、令和5年3月31日までに受講していない方は、**今年度が受講期限**となります。

(2) 危険物の取扱作業に新たに従事する方又は再び従事することとなった方

危険物の取扱作業に新たに従事することとなった日又は再び従事することとなった日から1年以内に受講しなければなりません。

(3) 上記(2)の方のうち、従事することとなった日前2年以内に免状の交付又は講習を受けている方

免状の交付日又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

※ 受講義務者が受講期限内に受講しないときは、消防法第13条の2第5項の規定により、危険物取扱者免状の返納を命ぜられることがあります。

4 講習の区分

講習区分	従事している危険物施設
A 給油取扱所	給油取扱所（移動タンク貯蔵所（タンクローリー）を含む）
B コンビナート	石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業所の危険物施設
C その他（一般）	上記以外の危険物施設

※ 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）従事者は、A又はCで受講が可能です。

5 講習時間及び講習科目

午前・午後	講 習 時 間		講 習 科 目
午前の部	9:00 ～ 12:00 (3時間)	9:00 ～ 10:00	危 険 物 関 係 法 令
		10:00 ～ 12:00	危 険 物 の 火 災 予 防
午後の部	13:00 ～ 16:00 (3時間)	13:00 ～ 14:00	危 険 物 関 係 法 令
		14:00 ～ 16:00	危 険 物 の 火 災 予 防

※ 受講開始30～40分前を目途に開場予定です。

6 受講手続き

危険物取扱者保安講習受講申請書に必要事項を記入(記入要領等はP 6～7 参照)し、申請書裏面に受講手数料(非課税・山口県収入証紙4,700円分)を貼って申請してください(申請の受付は、5月10日(水)から開始します)。

(1) 受講申請書の配付場所(住所、連絡先等はP 8参照)

- ① 各地区(市)の危険物安全協会等(県内各消防本部内)
- ② 県内の各消防本部、消防署、出張所等
- ③ 山口県危険物安全協会連合会(以下「連合会」と称する)

(2) 受講申請書の郵送を希望する場合

- ① 連合会あてに、次の②(折りたたみ可)及び③を同封して請求してください。
- ② 返信用封筒
ア 封筒のサイズは、角6(縦223mm×横162mm)以上のサイズをお願いします。
イ 返信用封筒にあなた(又は事業所)の住所、氏名を記入し、所定の郵便切手(2部まで120円〔R5.4.1現在〕)を貼ってください。
- ③ 連絡用紙等(メモ紙)
受講申請書の郵送を希望する旨及び必要部数を書いてください(例:申請書2部郵送希望)。

(3) 受講申請書の提出先(住所、連絡先等はP 8参照)

- ① 受講する会場が所在する地区(市)の危険物安全協会等へ提出してください。
- ② 郵送申請でも受付します。ただし、定員満了に至った日については、当日に持参された申請書を優先します。

(4) 受付期限

原則として、受講を希望される講習実施日の4週間前までに提出してください。
ただし、各会場とも定員に限りがあります。定員に達すると受講できないことがありますのでご注意ください(定員満了時には、連合会のホームページでお知らせします)。

7 受講申請の取りやめ及び受講日時の変更

受講申請受付後の申請の取りやめ、返却はできません。

急病その他やむを得ない事情により受講日時を変更したい場合は、速やかに、申請書を提出した地区（市）危険物安全協会等又は連合会にご相談ください。

8 講習当日の注意事項

- (1) 講習当日は、受講票、危険物取扱者免状、筆記用具を持参してください。
- (2) 危険物取扱者免状は、講習開始前に回収し、講習終了後、講習修了の証明をしたものをお返しします。
なお、遅刻や早退などにより、所定の講習の一部を受講できなかったときは、受講修了の証明ができないことがありますので注意してください。
- (3) 免状紛失や新規免状申請中、写真書換え申請中などで、危険物取扱者免状を持参できない方は、会場で担当職員に申し出てください。

9 オンライン講習の実施

通常の対面による講習受講が困難な方のために、今年度もオンライン講習を実施する予定ですが、現時点で実施時期等の詳細については未定です。

決まり次第、ホームページでお知らせします（8月初旬の予定）。

10 その他

- (1) 新型コロナウイルスの感染状況や自然災害等により、講習日程を変更したり講習を中止したりすることがありますので、申請する際には必ず連合会のホームページで最新の情報を確認してください。
- (2) 講習日程を変更したり講習を中止した場合は、受講申請書に記載された連絡先（事業所や個人電話など）を通じて、代替開催日時や他の会場での変更受講などをご案内します。
- (3) 下関市消防訓練センター、J A萩統括本部には受講者用の駐車場がありません。
※ 漁協関係の会場にも、一般用駐車場のないところがあります。
- (4) その他不明な点は、連合会又は最寄りの地区（市）危険物安全協会等（P 8 参照）にお問い合わせください。